

## 福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(制定 平成19年3月30日総務部長通知 令和3年3月29日最終改正)

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、県の発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「共同企業体」とは、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体をいう。

2 この要綱において「特定建設工事共同企業体」とは、大規模工事の施工に際して、資金や技術力等を結集すること等により工事の安定的施工を確保することを目的として工事ごとに結成される共同企業体をいう。

3 この要綱において「経常建設共同企業体」とは、建設業者が継続的協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を補完し、又は強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

(共同企業体結成の原則)

第3条 共同企業体の結成に当たっては、資金や技術力等の結集により、企業単体による施工に比べ安定的な施工ができると認められるなど適正な範囲にとどめるものとする。

### 第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第4条 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事（以下この章において「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる発注種別ごとにそれぞれ当該各号に定める設計金額以上のものとする。

(1) 一般土木工事 5億円

(2) 建築工事 5億円

(3) その他工事 3億円

(構成員の数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、原則として2者又は3者とする。

(構成員の要件)

第6条 対象工事について一般競争入札方式により発注する場合には、特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達。以下「制限措置要綱」という。）第2条、第3条第1項から第3項及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限中の者で

ないこと。

(3) その他必要に応じて定める要件

2 対象工事について条件付一般競争入札方式により発注する場合には、特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査に関する要綱（平成20年3月28日付け19財第7838号総務部長依命通達）第5条に規定する工事等請負有資格業者名簿に登録されている者であること。

(2) 施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。

(3) 制限措置要綱第2条、第3条第1項から第3項及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

(4) その他必要に応じて定める要件

(構成員の組合せ)

第7条 対象工事について一般競争入札方式により発注する場合には、特定建設工事共同企業体構成員の組合せは、前条第1項の要件を満たす者同士の組合せとなるほか、次の要件を満たす者の組合せとする。

(1) 施工実績

ア 代表者にあつては、同種工事について、元請としての実績を有すること。

イ その他の構成員にあつては、同種工事の一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、又は同種工事について下請としての施工実績を有すること。

(2) その他必要に応じて定める要件

2 対象工事について条件付一般競争入札により発注する場合には、特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、前条第2項の要件を満たす者同士の組合せとなるほか、次の要件を満たす者の組合せとする。

(1) 等級別格付区分の最上位の等級に格付されている者によるものとする。

(2) 地域要件が付されている場合は、すべての構成員が要件を満たしていること。  
(代表者)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち中心的役割を担う者で施工能力の大きい者とする。

(出資割合)

第9条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。なお、最大であるものの出資割合が同じ場合にあつては、施工能力の大きい者を代表者とする。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、次の各号に掲げる共同企業体の構成員数に応じ、それぞれ当該各号に定める割合以上であるものとする。

(1) 2社 30パーセント

(2) 3社 20パーセント

(公告における周知)

第10条 対象工事の入札を行う本庁の課長又は公所長（以下「入札執行権者」という。）は、特定建設工事共同企業体により施工可能である旨や入札参加資格の要件

について、入札に関する公告により周知するものとする。

(入札参加資格確認申請等)

第11条 対象工事の一般競争入札に参加しようとする者は、公告において示された要件に該当する者同士で自主的に特定建設工事共同企業体を結成し、指定された期日までに次に掲げる書類を対象工事の入札を行う本庁の課長に提出するものとする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書(「福島県一般競争入札実施要領」平成6年11月24日付け6財第624号総務部長依命通達に定める様式第3号)

(2) 特定建設工事共同企業体構成員表(様式第1号その1)

(3) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号に準じる。)の写し

(4) その他当該工事において定められた要件を確認するための資料(様式第1号その2、その3)

(5) 代表者が他の構成員から入札に関する一切の権限を委任されている旨の委任状

2 対象工事の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、公告において示された要件に該当する者同士で自主的に特定建設工事共同企業体を結成し、落札候補者とされた場合は、指定された期日までに次に掲げる書類を入札執行権者に提出するものとする。

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書(「福島県条件付一般競争入札実施要領」平成19年3月30日付け19財第6401号総務部長依命通達に定める様式第5号)

(2) 特定建設工事共同企業体構成員表(様式第1号その1)

(3) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号に準じる。)の写し

(4) その他当該工事において定められた要件を確認するための資料(様式第1号その2、その3)

(5) 代表者が他の構成員から入札に関する一切の権限を委任されている旨の委任状

(解散の時期)

第12条 特定建設工事共同企業体は、当該請負契約履行後3月を経過するまでの間は解散することができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該工事に係る契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

### 第3章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第13条 経常建設共同企業体により施工することができる工事は、格付された等級に対応する設計金額及び当該共同企業体の各構成員が格付された等級のうち上位の等級に対応する設計金額のものとする。

(構成員の数)

第14条 経常建設共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められる場合において

は、5社までとすることができるものとする。

(構成員の要件)

第15条 経常建設共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件のすべてを満たさなければならない。

(1) 入札参加を申請する発注種別(以下「入札申請種別」という。)に対応する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「業法」という。)の許可業種について、許可後の営業年数が3年以上あること。

(2) 工事1件の請負代金の額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額以上である工事を施工するときに、入札申請種別に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が同項に定める金額の最低規模の3倍の額未満であり、かつ、他の構成員のいずれかが監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができるときは、残りの構成員は監理技術者又は主任技術者を当該工事現場に他の工事現場と兼任で配置することで足りるものとする。

(構成員の組合せ)

第16条 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、前条の要件満たす者同士の組合せとなるほか、次の要件を満たす者の組合せとする。

(1) 最上位の等級に格付される者同士の組合せ又は構成員のいずれかが最上位の等級に、他の構成員が第2順位の等級に格付される者の組合せで、かつ、当該共同企業体としての格付が最上位の等級となるものであること。ただし、発注種別が一般土木の場合には、第2順位の等級に格付される者同士の組合せで、並びに第2順位の等級に格付される者と第3順位の等級に格付される者との組合せで、かつ、当該共同企業体としての格付が最上位又は第2順位の等級となるものであること。

(2) 地域要件が付されている場合は、すべての構成員が要件を満たしていること。ただし、すべての構成員が県内に主たる営業所を有する建設業者(以下「県内業者」という。)である場合にあっては、構成員のいずれかが要件を満たしていること。

(3) 構成員の過半数が県内業者であること。

第16条の2 地域要件が付されている場合は、すべての構成員が要件を満たしていること。ただし、すべての構成員が県内業者である場合にあっては、構成員のいずれかが要件を満たしていること。

(代表者)

第17条 経常建設共同企業体の代表者は、県内業者であるものとする。

(出資割合)

第18条 経常建設共同企業体の代表者及び最小の出資者の出資割合については、第9条の規定を準用する。

ただし、最小の出資者の出資割合について、当該共同企業体の構成員数が4者又5者の場合には次の各号に定める割合以上であるものとする。

(1) 4者 15パーセント

(2) 5者 10パーセント

(入札参加資格審査申請)

第19条 経常建設共同企業体は、入札参加資格審査申請をしようとするときは競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和41年1月25日福島県告示第59号）第6の規定に基づき申請書等を知事に提出し、資格の審査を受けるものとする。

2 1の建設業者が前項の規定により入札参加資格審査申請を行うことができる経常建設共同企業体の数は、1とし、同一発注種別内で単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録はできないものとする。

(協定書)

第20条 前条第1項の規定により提出する、申請書に添付する経常建設共同企業体協定書は、様式第3号に準じて作成するものとする。

#### 第4章 雑則

(特定建設業の許可の有無)

第21条 共同企業体が建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請契約を締結して当該工事を施工する場合には、構成員のうち1社以上が業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けているものとする。

(編成表等の提出)

第22条 工事を施工する共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に様式第4号に準じ、共同企業体運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を工事執行権者に提出するものとする。

2 経常建設共同企業体は、前項の編成表と同時に経常建設共同企業体の出資の割合に関する協定書（様式第5号）を対象工事を所掌する本庁の課長又は公所長に提出するものとする。

(構成員の脱退及び加入)

第23条 共同企業体の構成員のいずれかが脱退した場合には、残存構成員が共同連帯して工事完成の義務を負うものとする。

2 共同企業体の工事の途中において一部の構成員が脱退した場合には、脱退した構成員が工事施工の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な施工の確保が困難と認められるときには、当該工事の契約権者は、残存構成員からの新規加入承認申請（様式第6号）に基づき、あらたな建設業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

#### 附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日において、既に結成している共同企業体については従前の例に

よることができるものとする。

(随意契約及び復興・再生事業に係る契約に関する特例措置)

- 3 「東日本大震災等に伴う大規模な災害復旧工事における適切な契約の締結について（平成23年12月20日入札監理課長通知）」に基づき発注される随意契約及び復興・再生事業に係る契約における特定建設工事共同企業体の取扱いについては、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

- 2 附則第3項中「復興・再生事業」を「大規模災害に伴う復旧・復興工事」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号その1（第11条第1項第2号・第2項第2号関係）

特定建設工事共同企業体構成員表（一般競争入札・条件付一般競争入札用）

特定建設工事共同企業体	名 称			
	所 在 地			
	代 表 者 氏 名			
区 分	代 表 構 成 員	その他の構成員（その1）	その他の構成員（その2）	
構 成 員 の 商 号 又 は 名 称				
所 在 地				
代 表 者 氏 名				
出 資 比 率	%	%	%	
地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない				
入札参加資格制限中でない				

- 備考 1 「区分」欄については、公告に示された入札参加資格要件を記入すること。  
 2 入札参加資格要件として記載した内容を確認できる資料を添付すること。

様式第1号その2（第11条第1項第4号・第2項第4号関係）

配置技術者の資格・工事経験（一般競争入札・条件付一般競争入札用）

特定建設工事共同企業体の名称 \_\_\_\_\_

配置技術者の氏名		
法令による資格・免許		
工事 経験 の 概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	工 事 の 概 要	
	従 事 役 職	
	果たした役割	

備考 技術者の資格を明らかにするもの（合格者証等）の写しを添付すること。



様式第1号その3（第11条第1項第4号・第2項第4号関係）

同種・類似及び同規模工事の施工実績（一般競争入札・条件付一般競争入札用）

特定建設工事共同企業体の名称 \_\_\_\_\_

工 事 名 等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
工 事 概 要	構造形式、規模・寸法等	

備考 施工実績として記載した工事に係る契約書の写し等を添付すること。

## 特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 1 ○○発注にかかる○○建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- 2 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、○○特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後○か月を経過するまでの間は、解散することができない。

注 ○の部分には、例えば3と記入する。

- 2 建設工事を請負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 県○○市○○町○○番地  
○○建設株式会社
- 県○○市○○町○○番地  
○○建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

- 建設株式会社 ○○%
- 建設株式会社 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について、協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員の利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、発注者及び構成員全員の承諾なしに、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に基づく割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わ

ない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当工事につき引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

## 〇〇經常建設共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当共同企業体は、 年 月 日に成立し、その存続時期は〇年とする。ただし、〇年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することができない。

注 〇の部分には、例えば3と記入する。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工

事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、発注者及び構成員全員の承諾なしに、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わなない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければなら

ない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当工事につき引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

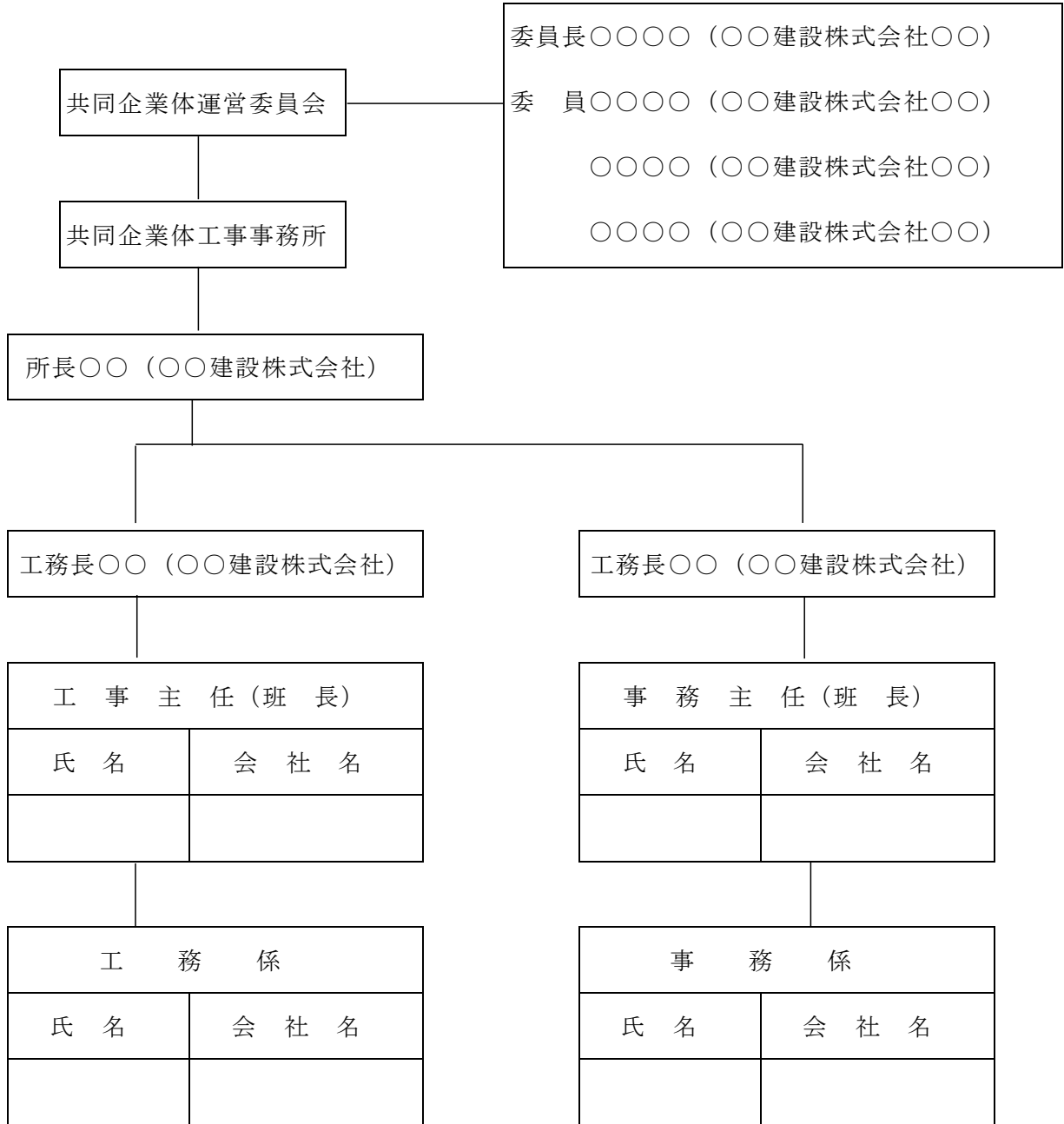
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

様式第4号 (第22条第1項関係)

〇〇建設工事共同企業体編成表





## 〇〇経常建設共同企業体の出資の割合に関する協定書

〇〇発注に係る下記工事について、〇〇経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

### 記

1 工事の名称

2 出資の割合

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇経常建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

共同企業体構成員新規加入承認申請書

今般、〇〇共同企業体の構成員である〇〇が、 年 月 日、〇〇〇〇〇により、同構成員から脱退いたしました。が、工事施工の必要から新たに〇〇を加入させることにいたしましたのでご承認くださるよう申請いたします。

年 月 日

共同企業体名称  
代表者（構成員）

—

（添付書類）

- 1 〇〇共同企業体変更協定書（写）
- 2 新たな者の加入を残存構成員が承認した旨の書面